

平成30年8月教育委員会定例会 会議議事録

- 1 招集年月日 平成30年8月9日(木) 午前10時
- 2 招集場所 第3委員会室
- 3 出席者 教育長 大場 健 哉
教育長職務代理者 武藤 修 吉
二番委員 遠藤 一 幸
三番委員 高橋 明 子
四番委員 荒 明 美恵子
- 4 出席職員 教育部長 江花 一 治
教育部参事 佐藤 健 志
教育総務課長 大瀧 浩 信
学校教育課長 坂口 伸
生涯学習課長 田部 一
文化課長 植村 泰 徳
教育総務課長補佐 佐藤 裕 市
学校教育課長補佐 瓜生 昭 彦
生涯学習課長補佐 田中 勲
文化課長補佐 鈴木 宏 康
中央公民館長補佐 佐藤 誠
- 5 閉 会 午前11時24分

平成 30 年 8 月教育委員会定例会

日 時 平成 30 年 8 月 9 日 (木) 午前 10 時
会 場 第 3 委員会室

次 第

1 開 会

2 会期の決定

3 書記の指名

4 会議録の承認

5 報告事項

(1) 行事等の報告 (教育総務課) P 1

(2) 教育長の報告
報告第 12 号 共催、後援等の承認について (教育総務課) P 2

6 審議事項

議案第 21 号 平成 30 年度喜多方市一般会計補正予算 (第 6 号) について
(教育総務課 学校教育課 生涯学習課) P 7

議案第 22 号 喜多方市社会教育関係団体の認定について (生涯学習課) P11

7 その他

(1) 教育長及び各委員から

(2) 事務局から

平成 30 年度 第 1 学期 喜多方市立小・中学校 いじめ・不登校の現状
について (学校教育課) P20

8 連絡事項

(1) 平成 30 年度教育委員会会議の開催日程 (案) について (教育総務課) P22

9 閉 会

教育長 それでは、これより平成30年8月の教育委員会定例会を開催いたします。

 開催時刻は午前9時58分をお願いいたします。

 それでは、会期の決定についてお諮りをいたします。会期につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

 <異議なしの声あり>

教育長 異議なしと認めますので、会期については本日1日と決定いたします。

 続いて、3番の書記の指名についてお諮りをします。書記につきましては、教育総務課の佐藤裕市課長補佐を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

 <異議なしの声あり>

教育長 異議なしと認めます。書記については教育総務課、佐藤裕市課長補佐を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。

 続いて、4番の会議録の承認について取り上げます。

 前回の議事録についてでありますけれども、訂正事項等がありましたら発言をお願いします。どうでしょうか。よろしいですか。

 では、前回の議事録についての承認についてお諮りをいたします。前回の議事録について、提出のあったとおり承認することによってよろしいでしょうか。

 <異議なしの声あり>

 異議なしと認めますので、前回議事録については承認することといたします。

 続いて、5番の報告事項について取り上げます。

 内容に入ります前に、事務局から加筆、訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長 1ページの行事報告でございますけれども、まず訂正方、お願いいたします。ページ数1と打ってあるところにちょっと下に「喜多方シティレガッタ」という行事でございますけれども、こちらの開始時間が「19時」となっておりますが、「7時30分」でございますので、訂正方、お願いいたします。

 それから、教育委員会出席者の欄に、今回適正規模・適正配置に関する保護者意見交換会がございましたけれども、各委員のほうの出席が記載されてございませんでしたので、追加方、お願いいたしますけれども、7月25日が高橋委員と荒明委員、7月30日が武藤委員、8月1日が高橋委員、8月6日が高橋委員と

荒明委員、8月7日が同じく高橋委員と荒明委員、8月8日が高橋委員、以上でございます。大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。今、シティレガッタの7月5日ですね、開催時間ですね、最初の時間が訂正ありと。

あと、適正規模・適正配置に関する保護者意見交換会へのそれぞれの委員の方の出席について、ここ復唱しませんが、先ほどあったとおりということでよろしくお願いいたします。

それでは、行事等の報告について取り上げます。事務局からの説明を求めます。

教育総務課長 ただいまほども説明させていただきましたが、行事報告をさせていただきますが、1ページをお開き願います。

前回7月の定例会の翌日7月13日から本日までの行事等につきましての報告でございます。15件の行事等がございました。日時、行事名、開催場所、出席いただいた皆様についても記載してございますので、よろしくお願いいたします。

教育長 ただいま事務局から説明がありましたけれども、ご質問、ご意見等はございませんか。特になしということよろしいですか。

<なしの声あり>

教育長 お諮りをいたします。報告事項(1)行事等の報告について承認することにご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長 異議なしと認め、報告事項の(1)行事等の報告について承認することといたします。

次に、報告事項の(2)教育長の報告ということでありますが、最初に報告事項12号ということで、共催、後援等の承認についてというふうにあります。それでは、事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、共催、後援等の承認につきましてご説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

喜多方市教育委員会の共催及び後援の承認申請につきまして、7月の定例会以降、共催を3件、後援を15件、承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。それぞれの内容につきましては、各所管のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

学校教育課長 それでは、学校教育課分を申し上げます。4件でございます。3ページをお開きください。

3 ページ、一番下、No.5、「夏休み宿題お助け広場」ということで昨年度から始まりました事業でございます。厚生会館ホールを会場にいたしまして、子供たちが夏休みの課題等を一緒に自由研究等をする場ということで、地域住民や市民活動団体の皆さんのお手伝いをいただくという大変好評の事業でございます。今年度は90名の参加ということでございます。開催日以降につきましては記載のとおりでございます。

4 ページをごらんください。4 ページ、真ん中、No.8 でございます。ひろがれ！体験の輪「防災×サバイバル」キャンプ、これにつきましては、会津喜多方青年会議所によります事業で、小学校4年生から6年生までを対象に1泊2日のキャンプ、ことしは「防災×サバイバル」をテーマにということで活動をしているものでございます。開催日等につきましては記載のとおりでございます。

同じく4 ページの一番下、No.10 でございます。「喜多方ちびっ子コンシェルジュ」、これにつきましては、同じく会津喜多方青年会議所の事業で、喜多方市在住の小学生4年生から6年生まで約30名を対象にということで、これは体験という実践を通して郷土の歴史や文化を学ぶということで、町なかを歩いて探検するという内容でございます。

5 ページをお開き願います。5 ページ、No.13、真ん中でございます。第59回全会津小中学校音楽祭（第2部合奏）ということで、先日行われました支部大会から勝ち抜いた4支部、35校の小中学校による全会津の小中学校音楽祭でございます。開催日以降につきましては記載のとおりでございます。以上でございます。

生涯学習課長

共催、後援の承認についてのうち、生涯学習課所管でございますが、共催2件、後援8件の計10件でございます。

なお、事業名から事業内容がご推察いただけるものにつきましては説明を省略させていただきます。

まず、共催の1番、事業名が第11回喜多方シティレガッタでございます。ことしは94クルー、約650人の参加でございました。開催日以下につきましては記載のとおりでございます。

共催2番、平成30年度福島県高等学校新人体育大会でございますが、これは高校1年生、2年生を対象としまして、喜多方市ではソフトボールとボートの大会が行われたところでございます。開催日以下につきましては、記載のとおりでございます。

次に、後援でございますが、後援の3番、第13回会津喜多方ラ

イオンズクラブ杯リトルリーグ野球大会でございます。これは小学校1年生から5年生を対象とした大会でございます。日ごろ、大会の出場が少ない学年の大会を通して、誠実、勇気を育んでもらうことが目的で開催をしているものでございます。開催日以下につきましては記載のとおりでございます。

後援の4番、第13回ほおの木杯児童ソフトボール大会でございますが、これはスポーツ少年団に登録しているチームの大会でございます。開催日以下につきましては記載のとおりでございます。

次ページをお願いいたします。後援6番、第1回ファミリーマーチンカップ福島県リトルリーグ野球大会、これはNo.3の事業と一緒に同じ目的対象者でございます。開催日以下につきましては記載のとおりでございます。

事業No.7番、第15回喜多方市民サッカー大会でございます。開催日以下につきましては記載のとおりでございます。

事業9番、第5回市民活動フェスティバルでございます。これは活動団体の内容や成果を発表し、団体間の交流と市民活動の一層の発展を目指すことを目的に開催をしているものでございまして、その内容はステージ発表や団体活動の展示、体験コーナーなどがございます。参加は30団体となっております。開催日以下につきましては記載のとおりでございます。

次ページをお願いいたします。

後援のNo.14でございます。第3回喜多方市ものづくり交流フェア、これは市内のものづくり産業の振興を図るために開催されているものでございまして、福島大学や会津大学、福島ハイテクプラザ、山形大学、そして、市内企業などが体験ブースを設けて、市内小中学生やその保護者にさまざまなものづくりを体験していただく内容でございます。開催日以下につきましては記載のとおりでございます。

次ページをお願いいたします。17番、きたかた古里語りの会発表会でございます。これは昔話に込められている教えや思いを市民にわかっていただき、次世代へ引き継いでいくことを目的に開催されているものでございます。入場無料ということで、内容は会員20名が昔話を発表する中身となっております。開催日以下につきましては記載のとおりでございます。

大変失礼しました。その上でございます。16番、福島県立喜多方桐桜高等学校吹奏楽部第9回定期演奏会につきましては、開催

日以下、記載のとおりでございます。

生涯学習課分は以上でございます。

文化課長

それでは、文化課所管分の後援の部分についてご説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

一番上、11番であります。事業名、第27回福島県日本画連盟展覧会であります。内容につきましては、日本画の技術向上を目指して平成4年から開催をされております展覧会であります。広く作品を公募をして福島県日本画大賞あるいは福島県日本画美術奨励賞等の賞を選考して、応募された作品を一堂に展示するという内容となっております。開催日以下につきましては記載のとおりであります。

次に、No.12番、事業名第2回はぐまむマーケットであります。内容につきましては、実施団体きたかた自然と育む母の会 hugmom という団体がございますけれども、子育て中のお母さんを中心として自然に沿った暮らし、育児をともに楽しむサークルでありますけれども、この団体によりまして喜多方の自然の中で子育ての楽しさを感じていただくための企画ということで、健康、美容、秋などをテーマにして各種イベントが行われるというものでございます。開催日以下につきましては記載のとおりでございます。

5ページの一番下になります。15番、事業名、前進座講演「くず〜い屑やでござい」であります。中身につきましては、一般社団法人劇団前進座が行う古典落語を題材とした歌舞伎仕立ての芝居ということであります。開催日以下につきましては記載のとおりであります。

6ページの一番下をごらんいただきたいと思います。18番、事業名、第41回定期演奏会であります。これにつきましては、会津地区の音楽愛好家により結成をされました吹奏楽団会津シンフォニック・アンサンブルによる定期演奏会の開催であります。開催日以下につきましては記載のとおりでございます。

以上です。

教育長

それでは、ただいまの説明に対してご質問、ご意見等ございませんか。

高橋委員

6ページの16番と18番なのですが、定期演奏会、同じ定期演奏会というもので担当課が生涯学習課であったり文化課であるというのはどういう分け方なのか、ちょっと教えていただけますで

しょうか。

教育部参事 今ほど生涯学習課長のほうからありましたが、同じような事業で所管課が違うということでもありますけれども、1つは、生涯学習として、例えば16番については、特に高校生の教育的要素が強いということで、いわゆる学校教育の部分ですと、本市の場合、小学校、中学校になりますが、そういった意味で生涯学習のくくりで高校生の教育活動の一環ということでここは捉えて生涯学習課のほうで処理をさせていただいていると。

18番については、これ一般成人の方の文化活動というような意味合いで文化課のほうで手続をさせていただいているというふうな状況でございます。

なお、少しわかりにくいところがございますので、その辺については教育部内で再度、詳しい取り扱い要綱等について整備をさせていただくということで対応させていただきたいと思っております。

教育長 よろしいでしょうか。

高橋委員 わかりました。それでは、何か後援をいただきたいなという団体が何か企画を持ってきた場合は、どこの課が対応するかというのは、相談に乗っていただいて当てはまる場所に紹介していただけるような形でよろしいのでしょうか。

教育部参事 後援、共催について1本の窓口があるわけではございませんので、例年のとおりということでそれぞれの課の窓口のほうに提出される方もいらっしゃると思います。そういった場合については、教育部内で各課連携を図りまして、どちらで対応するかということを決めながら対応しているというのが実情でございます。

教育長 では、ほかにもございませんか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長 では、お諮りをいたします。報告事項(2)、教育長の報告の中の報告第12号共催、後援等の承認について、これを承認することにご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしと認め、報告事項(2)、教育長の報告について承認することといたします。

以上で報告事項については終わります。

次に、審議事項を取り上げます。

今回の審議事項については、議案第21号、第22号がそこにありますが、まず、事務局から加筆、訂正はありませんか。

教育総務課長 こちらについては加筆、訂正等はありません。

教育長

それでは、加筆、訂正はないということですので、審議のほうに入ります。

議案第21号平成30年度喜多方市一般会計補正予算（第6号）について取り上げます。このことについて事務局よりご説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、議案第21号平成30年度喜多方市一般会計補正予算（第6号）について説明させていただきますので、7ページをお開き願います。

平成30年9月市議会定例会に提案する平成30年度喜多方市一般会計補正予算（第6号）におきまして、教育部に關係する予算として別紙のとおり計上したいとするものでございます。

予算の内容等につきましては、各所管課から説明させていただきます。

初めに、教育総務課の補正予算について説明させていただきますので、8ページをお開き願います。

歳入でございますが、利子及び配当金の篤志奨学資金貸付基金利子として2,000円の計上でございます。内容につきましては、定期預金の預金額、預入額とか預け入れ日数がふえたことによる利子の増額でございます。

次に、教育費寄附金の教育振興寄附金として21万9,000円の計上でございます。内容につきましては、教育振興のためとして記載の方々より4件、22万円の寄附がございました。増目分として1,000円を減額しておりますが、こちらにつきましては、当初予算の計上時に寄附額がどのくらいになるかということをお算定できないことから、1,000円ということをお増目計上ということをしてございましたのでそれを調整するための減額でございます。

次に、歳出でございますが、教育委員会事務局管理経費の積立金として21万9,000円の計上でございます。内容につきましては、先ほど教育振興基金の積立金でございます。先ほどの歳入で説明させていただきました教育費寄附金と同額の計上でございます。

次に、育英経費の基金繰出金として2,000円の計上でございます。内容につきましては、篤志奨学資金貸付基金への繰出金でございます。歳入で説明させていただきましたが、定期預金の利子の増額によるものでございます。

次に、生徒参加費負担軽減対策費の補助金として250万円の計上でございます。内容につきましては、中学生の中体連、音楽祭等、各種大会に参加するための経費を補助するものという内容で

ございまして、今回の増額の主な理由といたしましては、今年度は中体連の会津大会、そして、県大会への出場者、チームが大幅に増加しております。例えば中体連の県大会なんですけれども、昨年度は104名だったものが、今年度は181名と77名増加してございます。さらに県大会の開催地が昨年度は郡山が中心だったんですけれども、今年度はいわき市の開催が多かったことなどから250万円の増額計上をさせていただいたものでございます。

教育総務課については以上でございます。

学校教育課長

9ページをごらんいただきたいと思います。学校教育課分でございます。

歳入につきまして雑入、教育雑入としまして116万9,000円の計上でございます。内容につきましては、会津よつば農業協同組合からの地元産米購入協力金ということで340円の小中学生分ということで116万9,260円となっております。

続きまして、歳出でございます。

小学校農業科経費旅費の費用弁償といたしまして28万8,000円の計上でございます。内容につきましては秋に開催されます米・食味分析鑑定コンクール表彰出席者の費用弁償ということで、ことしは高山市で行われるわけですが、4名分を計上したものでございます。

続きまして、学校給食経費需用費の修繕料ということで49万7,000円の計上でございます。熱塩加納学校給食共同調理場のドライ式ピーラー、これ食材の皮むき機の移設修繕関係で25万9,200円、同共同調理場の雪囲い修繕、これにつきまして23万7,600円ということでの49万6,800円の計上ということでございます。

学校教育課は以上でございます。

生涯学習課長

10ページをお願いいたします。

まず、生涯学習諸費28万4,000円でございますが、これは報酬で26万4,000円、旅費で2万円の計上でございます。内容は、社会教育委員の解任に係る報酬及び費用弁償で、生涯学習、生涯スポーツ分野の中期的方針の検討や公共施設等総合管理計画に係る会議などの開催予定3回分の経費を計上するものでございます。

生涯学習施設管理経費6万5,000円でございますが、これは報酬5万4,000円、旅費1万1,000円の計上でございます。内容は勤労青少年ホーム運営委員会に係る報酬及び費用弁償でございます。

して、同ホームの運営に関し運営委員会議を開催する2回分の経費を計上したいとするものでございます。

スポーツ振興経費49万9,000円の計上でございますが、これは負担金補助及び交付金でございます。10月13日から相馬市光陽ソフトボール場において開催されます市町村対抗福島県ソフトボール大会補助金で、去る7月18日に対戦組み合わせ抽選会が行われまして対戦日時が決まったことから、選手30人分の宿泊経費2泊分について補正計上をするものでございます。

市民プール管理経費69万6,000円について、執行見込み額でございますが308万7,692円、予算額が239万2,000円そのままでございます。差が69万5,692円、切り上げまして69万6,000円の補正増でございます。これは市民プールの利用増加と高温によります水温調整のための水道料の見込みによる増加でございます。大変失礼いたしました。

次に、野球場管理経費1万2,000円でございますが、これは使用料及び賃借料でございます。熱塩加納野球場のトイレ水道蛇口、あと女子トイレ給水タンクボールタップの老朽化による故障、漏水による下水道使用料の補正増でございます。

次に、体育館管理経費413万円の計上でございますが、これは工事請負費で塩川体育館の消火栓配管改修工事でございますが、塩川福祉センター北側にある消火ポンプから塩川体育館への消火配線の老朽化により漏水が発生していることから、新たな配管を行う経費でございます。

その下でございますが、漕艇場管理経費7万8,000円の減額でございます。これは備品購入費でレガッタ用のボートのオール購入の不用額の整理でございます。

合計560万8,000円の計上であります。

以上です。

教育長 では、ただいまの説明に対してのご質問はございませんか。よろしいですか。

 <なしの声あり>

教育長 では、なしということですので、続いてご意見はございませんか。よろしいですか。

 <なしの声あり>

教育長 では、議案第21号についてお諮りをします。議案第21号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

 <異議なしの声あり>

教育長

異議なしと認めます。それでは、議案第21号平成30年度喜多方市一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決してよろしいですか。原案のとおり、議案第21号を決することといたします。

続いて、議案第22号喜多方市社会教育関係団体の認定について取り上げたいと思います。事務局の説明をお願いいたします。

生涯学習課長

11ページをお願いいたします。

議案第22号喜多方市社会教育関係団体の認定についてでございます。

喜多方市社会教育関係団体の認定に関する規則第4条の規定に基づきまして、下記の団体を喜多方市社会教育関係団体に認定したいとするものでございます。

団体の名称につきましては、記載の8団体でございます。

提案理由でございますが、社会教育関係団体の認定申請があったため、新たに認定しようとするものでございます。

なお、この8団体につきましては、去る7月25日に開催をいたしました社会教育委員会の会議で審議をいただいた結果、いずれも社会教育関係団体として適当であるとのご意見をいただいているところでございます。

次ページをお願いいたします。

No.1の福島県公立学校退職校長会耶麻支部でございます。申請月日から事務所、住所までは記載のとおりでございます。

活動目的及び内容等でございますが、活動目的につきましては、会員相互の親睦を深め生活の向上を図るとともに、地域の教育振興に寄与することを目的としております。

主な活動内容でございますが、2つ目の丸で学校支援活動として記載の学習サポーターなどの活動、また3つ目の丸で地域支援活動として夏休み宿題お助け広場などの活動を行っているところでございます。

会員数以下につきましては、記載のとおりでございます。

次ページをお願いいたします。

No.2からNo.8までの7団体につきましては、いずれも駒形地区公民館から推薦があった団体でございまして、駒形地区公民館を拠点に活動している団体の支援を行うことで、地域の社会教育、生涯学習の向上を図りたいとのことで推薦が上がったものでございます。

なお、説明申し上げる内容につきましては、申請月日から事務

所、住所まで、また会員数以下につきましては、説明を省略させていただきます。

No.2のパッチワークサークルでございますが、活動目的につきましては、パッチワークなどの手芸に親しみ技術を磨きながら作品の制作活動を行い、会員相互の親睦を図ることを目的としております。

主な活動内容でございますが、記載のとおりでございますが、下から2つ目の丸、駒形地区文化祭への出品、また一番下の丸ですと、体験受け入れ、これは無料でございますが無料で体験受け入れによる地域への普及活動などを随時行っている団体でございます。

次ページをお願いいたします。

No.3、アートフラワー教室でございます。目的につきましては、アートフラワーに親しみ技術を磨きながら作品の制作活動を行い、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的としております。

主な活動内容でございますが、駒形地区文化祭への出品、また会員以外の方の体験の受け入れということで随時無料で行っている活動でございます。

次ページをお願いいたします。

No.4、駒形書道教室でございます。活動目的でございますが、書道の活動を通しまして会員相互の親睦と地域の方々への書道の普及を図ることを目的としております。主な活動内容でございますが、駒形地区文化祭への出品や無料で書道普及のための体験受け入れなどを随時行っている内容でございます。

次ページをお願いいたします。

No.5、駒形卓球クラブでございます。目的でございますが、卓球を通して地域の人々との交流、明るく元気な地域社会づくり、また地域の人々の健康づくりを目指すこと、子供たちと交流し、スポーツの楽しさを知ってもらうことなどを目的としております。主な活動内容につきましては、日ごろの練習のほかに駒形小学校児童クラブでの卓球指導などを行っております。

次ページをお願いいたします。

No.6、駒形カラオケ愛好会でございます。活動目的は、カラオケを通して親睦を深めながら、健康の維持、増進を図るとともに、元気な地域づくりに寄与することを目的としております。主な活動でございますが、高齢者施設での交流会、これは慰問活動でございます。また、地域の人を交えた文化祭での発表会などを予定

しているところでございます。

No.7、次ページをお願いいたします。自然ふれあい会でございます。活動目的でございますが、ハイキング等を行い、健康の増進と会員相互の親睦を図ることを目的としております。主な活動内容につきましては、登山、ハイキングの実施でございますが、そこには会員以外の方の参加の受け入れや周知活動、また駒形文化祭での写真などを通じた普及活動を行って、自然を守ることの大切さ、また自然と触れ合うことの大切さ、楽しさを普及していくという活動内容でございます。

No.8、楽・らく・3B体操でございます。目的でございますが、3B体操を通して会員の健康増進、そして、会員相互の親睦、さらには地域との交流を図ることを目的としております。主な活動内容でございますが、文化祭への参加、あと施設慰問と書いてございますが、これは高齢者福祉施設などへの慰問でございます。また、駒形小学校まつりなどへの参加なども予定されているところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

教育長

ただいま説明がありましたが、質疑に入ります。まず初めに、ご質問はございませんか。

荒明委員

11ページの最初のところに喜多方市社会教育関係団体の認定に関する規則第4条の規定に基づきとあるんですが、この内容を簡単に教えていただければありがたいです。

もう一つは、こういう団体というのは、申請をした団体がいろいろ規定に、規則第4条の規定に合っているかということで認定するかしないかというのを決められるのかどうか、それぞれの団体の結成日がかかなり古いものもあれば新しいものもあつたりするので、ちょっとその辺のところ、教えてください。

生涯学習課長

まず、社会教育関係団体の認定に関する規則第4条の内容でございます。ここには、団体を認定するに当たっては次に掲げる事項を備える団体を認定すると定められておりまして、1つとしましては、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とすること。

2点目としまして、規約または会則を有すること。

3点目、団体の代表者が定められ、団体を形成し、継続して活動する組織機構が確立していること。

4点目として、団体活動の本拠として事務所を市内に有すること。

5点目として、事業計画、予算、決算を有することと定められております。

なお、このことを定めておりましたが、政治活動や宗教活動、営業活動は除外されるものでございます。

以上のことを基準といたしましてこの団体の審議をいただくものでございます。

次に、団体の活動、結成内容や時期がばらばらとのご指摘でございますが、活動につきましては、それぞれの団体が日ごろ活動を行っております、その中でより活動を充実したい場合に社会教育関係団体の認定の申請を上げてまいりますので、その申請が上がった段階で今申し上げました規則に該当する団体かどうかを審査をいただいてこの教育委員会で決定をいただいているところでございます。それまでの活動につきましては、それぞれの団体において公民館あるいは民間施設などを利用しながら活動をなされているところでございます。

以上です。

荒明委員 それでは、この社会教育団体に認定されると何かメリットというか、予算がつくとか、何かあるんでしょうか。

生涯学習課長 この社会教育関係団体に認定をされますと、社会教育施設、主に公民館で皆様、活動をなされておりますが、その社会教育施設の使用料が無料となるところでございます。

教育長 よろしいですか。ほかにございませんか。

高橋委員 社会教育認定団体の、例えば文化的な活動をしている社会教育認定団体と喜多方市の文化協会との兼ね合いについて、私もちょっと記憶が曖昧なところがありましてお尋ねしたいのですが、私の記憶では、例えば公民館で最初、初めにサークルのようなものを講座をやった人たちが独立をして文化団体に入って活動を続けていく方法と、社会教育認定団体の審査をいただいて自分たちでやっていくという、何か2つに分かれていたような記憶があるのですが、これだけたくさんの活動サークルのような方たちがいるとなると、もっとたくさんいらっしゃるわけですがけれども、例えばこういう方たちも文化団体、喜多方市の文化団体連絡協議会でしたか、協議会でしたか、文化団体ありますね。そこに一緒に入って一緒に喜多方市のそういったものを盛り上げていくというような、そういう形もありましたかというところをお尋ねしたかったんですが。

文化課長 今の文化団体につきましては、喜多方市文化協会ということの

ものがございます。こちらの団体につきましては、市の任意の民間の団体となっております、今ほど委員のほうからご質問がありましたように、公民館での活動を経て移行していくという決まりはないというふうに承知しておりましたが、それで、社会教育認定団体の申請を受けられた団体が文化協会のほうに入られるという団体もございます。

教育長
高橋委員

よろしいですか。

今のことでやはりちょっと気になるのが、文化協会には入らずに社会教育の認定をいただくと、かなり自由な活動と言ったら変なんですけども、そういった組織としての活動というのでは、大きな組織に入ることではないので、やりやすいというような考え方を私は実は持っておりましたので、それは間違っているなというふうに今では思うんですが、そういった問題というのには特にないのでしょうか。

文化課長

その喜多方市の文化協会につきましては、喜多方市内5つの支部、合併しました市町村にありました旧団体が支部となって喜多方市文化協会全体が構成されておりますけれども、喜多方市文化協会に加盟するといいますか、入る団体におきましては、これはそれぞれの団体さんの自由でありますので、文化協会に加盟すると活動が難しいとか、そういったことにつきましては私どものほうではそういったことはないだろうというふうに考えております。

教育長

いいですか。

<はいの声あり>

高橋委員

私が申し上げたいのは、文化協会に入らないで社会教育認定団体になろうという、そういう考えというのはどうかなとちょっと感じたものですから、社会教育の認定団体になっても、やはり喜多方市の全体の文化ということで、例えば文化協会とか体育協会とかって、そういった組織に入っていただいて一緒に喜多方市全体を活動していくということがよかったなと今、ちょっと思っているものですから、その辺についてお尋ねしたかったということだったので、でも、先ほどのご説明で、文化協会に入るか入らないかはその団体の自由であるということであったので理解できました。ありがとうございます。

教育長

文化協会には入らなければいけないということはないんですね。そこは自由なんだね。

生涯学習課長

文化課長のほうから申しあげましたとおり、文化協会に入るこ

とが条件で社会教育関係団体の認定というような審査はいたしておりません。

教育部参事

今、文化協会の件で入る、入らない自由だという話だったんですが、今、確認させておきますけれども、入りたいと言っただけかストレートに入れるんじゃないで、組織ですからきちんと総会か何かで認められて初めて加盟団体になるのかなと思います。ですから、まずは入りたいという意思があって文化協会のほうか支部の総会なりで認められてということになるのかなと思います。

文化協会に入れば、当然、文化祭のシーズンに会場なんかを調整して発表会なりというのができるというメリットもございますし、それには当然、文化祭というふうなことで会場費なんかは減免されるということにもなります。

協会のほうに入らずに社会教育関係団体のままですと、この社会教育関係団体というのは社会教育法から来ている団体になります。これは市町村の教育委員会が認定するというふうな制度になっておまして、これについてはそういった団体の育成、活動の支援ということで、いわゆる活動の使用料等を減免あるいは免除できるということになっているということで、双方にそういったメリットはあるんですけれども、やはりそれぞれの団体のほうでどのような活動をしたいのか、ひいては喜多方市全体の中でどのような他団体と関係を持ちながら活動したいのか、その辺の考えがまず基本になるのかなとは思っています。

当然、市の教育委員会としても、喜多方市の文化を振興させていくためにも連携、協力というのは必要だと思っておりますので、そういった部分については指導ということではないですけれども、こういった組織ありますよというようなお誘いというんでしょうか、そういった情報提供なんかはさせていただきながら、よりよい活動ができるような体制をとっていただきたい、そういった考え方で一応接しているというふうなことでございます。

教育長

よろしいですか。ほかにご質問はございませんか。

<なしの声あり>

教育長

では、ご意見はございませんか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

これで質疑は終了いたします。

これより採決に移ります。

議案第22号についてお諮りをいたします。議案第22号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長 異議なしということですので、議案第22号喜多方市社会教育関係団体の認定については原案のとおり可決することに決しました。

教育長 以上で、審議事項2点でありますが終わりにしたいと思いません。

協議事項はきょうは特にはないようですが、事務局から何かありましたらお願いいたします。

教育総務課長 今回は特にございませんのでよろしくお願いいたします。

教育長 では、委員の皆さんからは何かございませんか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長 では、7番のその他のほうに入ります。

最初に、教育長及び各委員からということではありますが、まずその前に、事務局からその他についてありますか。

教育総務課長 こちらについても特にございませんのでよろしくお願いいたします。

教育長 加筆、訂正等はないということで、まず、(1)の教育長及び各委員からということで、私から特にございませんが、委員の皆さんから何かございますか。特にないということでよろしいですか。

<なしの声あり>

教育長 では、(2)の事務局からということで平成30年度第1学期喜多方市立小・中学校いじめ・不登校の現状についてということで説明を求めます。

学校教育課長 それでは、20ページをお開きください。

平成30年度第1学期の喜多方市立小・中学校いじめ、不登校の現状についてということで7月20日、終業式段階でまとめがございましたのでお示しをしたいと思います。

まず、20ページ、いじめについて。平成21年度から今年度、平成30年度までの数値をお示しさせていただきました。これは各年度とも1学期のこの段階での数値でございます。ごらんとおり、平成30年度は小学校が10件、中学校11件の計21件ということで、内容につきましては主な内容というところで書かせていただきましたが、ごらんをいただきました後、お気づきかと思うんですが、平成29年度から数値がかなり上がっております。これは平成28年度にいじめの定義が再度、改定になりまして、その後、

報告関係、報告の内容、報告の基準、ここまで全部吸い上げてくださうという基準等が変りましたのでぐっと数値が上がるものございます。軽くぶつかたり、本当に冷やかし程度なんです、本人が嫌だと思たらいじめとして全て計上するということでそれで数値が大きく上がっているところ。とはいえ、今年度の小学校は大分落ち着いているかなというふうに見てございます。

2番として、いじめの現状から考えられる問題点。(1)の未然防止上の問題点と(2)の発生後対応上の問題点と分けさせていただきました。今回まとめさせていだいて職員のやっぱり危機意識が低いなというところがあったり、事例研究、伝達講習、いじめ対策について大きな研修会が数多くあるんですけども、うまく職員に周知がされていない。また、児童・生徒の人権意識を高める、そういう機会や場が少ない。学校のいじめ防止基本方針が形骸化していないか、あるいは知らない教職員もおりますので、そういった周知を今、図っているところ。

(2)の問題点としましては、事実把握、初期対応が後手となっている。教職員が一丸となって対応できていない場合がある。学校の対応が保護者の理解を得るに至っていない等々、今回上げられてございます。

これを受けて3番ですが、今後の取り組みとして、(1)、(2)、このように9点にまとめてみました。

まず、未然防止策としては、教職員間での共通理解をとにかく図っていただく旨、通知をしたところ。また、いじめの内容を具体的に児童・生徒へ説明する機会を確保しましょう。あるいは小学校の初期段階からの人権教育について推進しましょう等々、未然防止策として今後も校長会並びに生徒指導主事の会議がございますので、教育委員会、学校教育課としての指導を入れてまいりたいと考えております。

(2)番の発生後の対応としては、同じく教職員の共通理解、一丸となった対応、それから校内で校長のリーダーシップによる中心とした対応を図ってもらう、あるいは定期的に被害者の児童・生徒への声かけ、保護者への確認等々を行っていきたいと考えてございます。

続きまして、21ページをお開きください。

21ページにつきましては、不登校について数をまとめさせていただきました。これも同じく7月20日現在で数値を切らせていた

だいております。これはいじめのほうにつきましては、随時案件が出た場合に報告をいただいておりますが、不登校の報告につきましては、毎月月末、児童・生徒の学籍の統計のときに月末に報告をいただいているところでございます。今現在のところで、小学校が4名、中学校が34名、計38名の不登校及び不登校ぎみの子供たちということでの数値でございます。

(2) 番、これは昨年度までの不登校状況ということで、これは年度全体の計でございます。増減が結構年度によって異なるんですが、小学校は1桁、5名前後、中学校においては34、35名、あたりが平均というところでございます。

大きい2番においては、これらの問題点ということで未然防止の問題点、同じく発生後の対応の問題点ということでまとめさせていただきました。

未然防止の問題点としましては、事例や教訓が生かされていない。予兆への対応が後手となっている。ご存じのとおり、不登校は千差万別、一人一人原因が違います。しかしながら、学校であれっ、そういった件、あったよねというのをまた同じような後手の指導をしているという件があったり、そういった問題点が出されてございます。

(2) 発生後の対応上の問題としましては、具体的対応が行き詰まっている。不登校解消への本気さが足りない。不登校児童・生徒の学習権や社会性関与の場と機会が保障されていない等々、これは各学校からの意見ではありますけれども、行き詰まっているケース、案件もございます。これらにつきましては、管理職もですが、我々も出向いて指導に当たっているところでございます。

大きな3番として今後の取り組みとしまして、今の問題点を受けまして(1)番、防止策につきましては、過去の事例や教訓をとにかくみんな周知して研修を行いましょ。予兆への対応、積極的にどの先生もできるようにいたしましょ。

3番として自己肯定感をとにかく味わわせて、そういった子供をつくっていきましょう。学級の中で居場所づくり、これは前々から言われていることですがなかなかできてございません。特に中学校に見られるところですが、指導を強化してまいりたいと思います。保護者との連絡を密に信頼関係等を入れておきました。

最後でございます。発生後の対応策としましては、別室登校、放課後登校を積極的に、これは大変多くの学校が取り組み始めて

おります。特にもちろん、時間外なんですけど、子供たちがいると登校できないという子供、それを夜、登校してもらって夕方、一緒に勉強しているというふうな学校も大分ふえてまいりました。

また、学習指導を実態に応じた計画し、評価をするということで、子供たちにおいても、そういった不登校の子供たちにおいても一緒に進めていくようなスタンスをとってございます。社会性の涵養、また一番下においては、とにかく学年や担任に負わせないということでチームでの対応、これは引き続き指導してまいりたいと思います。

以上でございます。

教育長 　　ただいま学校教育課長より説明ありましたが、ご意見、ご質問ありましたらお願いをいたします。

荒明委員 　　質問なんですけど、まず、いじめのほうから。平成30年度、小学校も中学校もいじめの認知件数が減って大変よいと思うんですけど、主な内容の中に、パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされるといのがまた復活して出てきたのかなと、平成26年にもありましたが、また平成30年にも出てきて、パソコンとか携帯電話でのいじめ、嫌がらせ、そういうのは都会だけじゃなく本当に地方もみんな同じ状況になってきていて、それがもとで自殺とか、そういう事件とか、そういうものも結構出てきているのでとても心配しているところです。

それで、喜多方市の児童・生徒については、パソコン、自分だけの保有のというか、自由に使えるパソコンとか携帯の保有率はどのくらいなのか調査してあったら教えていただきたいなと思います。

もう一つ、続けて質問なんですけど、不登校のほうについてなんですけど、4月から7月まで年度初めの4月から、それから1学期末が終わる7月、たったこれだけの間に数が2倍以上にふえているというところがとても気になります。一人一人の実情、実態は先ほど説明あったように異なると思うんですけど、不登校の子供たちの理由というか、そういうものを把握できているのか、それについてわかる範囲でお願いします。

教育長 　　2つですが。

学校教育課長 　　今ご質問いただきました件についてお答えをさせていただきます。

20ページをお開きいただきたいと思います。30年度のパソコンや携帯電話で誹謗中傷ということですが、大きくパソコン等でS

NS関係での悪口、それから昔で言う、今はなくなりましたがブラックサイト、学校の裏サイト等でのチャット形式による誹謗中傷等が出てきましたのが平成25年度あたりからでございます。ここに26年、27年、28年度も悪口、陰口、冷やかしのものももちろん、SNSによって入っているものもでございます。今回はパソコン、携帯電話でちょっと大きなグループごとに、ちょっとかわった人数が多かったものがありまして、それでここに主な内容として新たに出ささせていただいたものがございます。

これらの対策としては、20ページの下、3番の(1)⑥でも入れておきましたが、これは25年度から継続して指導してまいります。情報モラル、これは携帯電話の使い方とかパソコンとかの使用時間はもちろんですけども、誹謗中傷というものが罪になるということ、いじめにつながるということ、これも25年度以降、きちっと進めているところであります。ここの2、3年は外部の企業が入ってきたり、警察が入ってきたり、子供たちに直に情報モラルの教育等大分ふえてございます。今後も継続していきたいと考えてございます。

なお、ここの部分での保持率ということでございましたが、これはオフスクリーンということで我々もご提示してございますけれども、今年度が86%を超える所持率、これはインターネットにつながることのできる携帯電話やパソコン、タブレット、そういったようなゲーム機、それから音楽関係の聞けるもの、ネットにつながるもの全ての保持率ということで86%です。なお、昨年度、29年度は79%ですので、来年は80%になるかと考えていたのですが、すごい伸び率で今、警戒しているところです。もちろん、各学校への情報モラルの教育、それから我々としての通知指導等も継続してございます。

続いて、21ページのほうでございます。不登校の理由ということですが、本当に千差万別になってきてございます。

それから一人一人の傾向につきましては、報告書の中で全て詳細に記されて原因等もありますので我々のほうでは把握をしてございます。

顕著なものとしては、最近はネグレクトも関係があるんですが、親が子供に行かなくていい、疲れたんなら休みなどという、親のほうの問題ということで、これが実は学校職員を悩ませている部分、モンスターペアレントとはまた違う保護者対応等が出てまいりまして、これが非常に多くなってきているなというところ、

そういったご家庭は上の子がそういうふうな休み方をしますので下の子がまねをするんですね。そうすると、兄弟でお兄ちゃんも行っていないからいいよねというような、そういう子供たち、家庭がふえてきたというところ、ちょっと顕著に見られる部分がここ数年、出てきております。

以上でございます。

教育長

よろしいですか。

今、学校教育課長が言った不登校の理由の中で、親が行かなくていいというのは、これは喜多方市だけでないんです。今、どこでも増えているので、子供が学校に行きたくないというなら無理して行かせることないと親が言っている。兄弟関係も今あったようにこれも増えている。だから、お兄ちゃん、お姉ちゃんが行かない。見ていて妹とか弟、僕も行きたくないと言えば、親が無理して行かせることないと。学校の先生なりが対応してどうにかと言っても、子供がそういっているんだからそうさせてくださいという親が今、増えている。現実としてそういうことがあります。これは小さな町村でも不登校を抱えているところは、そういう子供さんが何人かいるというケースが多いみたいです。

武藤委員

不登校についてちょっとお伺いしたいんですが、先生方もいろいろ努力なさっているんでしょうけれども、先ほど荒明委員もおっしゃっていたように、ちょっと増える傾向にあるのか、統計上4月は下がるということはあるんでしょうけれども、二中と塩川中で随分ぐんと伸びているんですが、学年でばらつきというか、何学年に集中しているようなことがあるのかどうか教えていただきたいと思います。

学校教育課長

傾向がやっぱり出てございます。小学校におきましては、3、4年生が多ございます。

中学校におきましては、喜多方市はさほど中1ギャップというのはないように指導してきているつもりなんですけれども、やはり中学1年生の連休明け、夏休み明け、これから出てくるわけです。受験等がございまして2年の後半から3年生になりますと、この数もずっとまた減ってくるんですが、今回この数値もこのままずっと伸びていくとは感じておりません。もちろん、復帰してくる子もおりますし、大体40名前後で推移はしてございますが、数ではなく、とにかく一人一人を解決するように我々、当たるように指導してございますが、そのような現状でございます。

以上です。

教育長
荒明委員

よろしいですか。ほかにご意見、ご質問等、ございますか。

いじめのほうで3番、今後の取り組みの重点ということで、(1)未然防止策、①から⑥まで、本当に大事なことがたくさん書いてあって、これを本当に徹底できればなくなるんじゃないかなというふうに思うんですが、④については、私はちょっと意見があります。

学期に1回程度、「いじめ」について児童生徒に考えさせる機会を設ける。これは改めてそういう機会を設けるということではいいんですが、やはり日常的に人を思いやり、敬うこととか、人として恥ずかしい行いをしないという喜多方市人づくりの指針というこういう立派なものがあるって、多分各教室にこれ張られていると思うんですね。こういうすばらしいものがあるので、こういうものを日常的に何か意識づけたり、振り返りをさせたり、学級づくりとも関係ありますけれども、一日の終わりのときに、例えば小学生なんかは特に喜多方市の学校教育のこちらの12ページのほうに学級集団づくりの具体例とかすぐすばらしいことが出ているんですね。あと、生徒指導のことで教員が振り返る視点になる、子供の小さな変化に注意しようという、ここがポイントだよというのがこういう大事なものがあるんです。

でも、実際現場ではこれを見ている暇がないというか、一人一人、ちゃんと見てくださいねということで渡されてはいるんですけども、なかなか自分で意識して見る時間もなかったりもするので、やはりこういうものをもとに全職員で共有化を図るような時間を確保するとか、あとこういう人づくりの指針を日常的に振り返り意識づけていく、そういう働きかけがないと、いじめという言葉だけではなく、やはり人として恥ずかしい行いってどうということなのかなという、そういうことから子供たち自身に考えさせていくとか、思いやりとか、そういうことについて本当に毎日の生活の中で考えさせるという、そういう積み重ねがない限り、なかなか今のいじめというのは陰で陰湿なものがふえてきているので、小学校から中学校、連続的な働きかけというか、取り組み、そういうものが大事になってくるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

教育長

今の中身は意見ということで、だから、人づくり指針なんかはでき上がっているものもあるし、今、委員がおっしゃったように、各学級に提示されていたりするわけなので、それを意識づけると

いう、そういう働きかけは大切なのだろうなというふうに思います。

なお、ここの④にあるように、やっぱり学期1回程度は子供たちに真剣に考えさせる機会というのも大切にしてあわせていければなおいいなというふうに思いますね。

ほかにございませんか。

高橋委員

未然防止ということについてなんですが、未然防止上の問題点ですね、21ページの②で、予兆への対応が後手となっていないかとかありますが、これは予兆を察知するということは大変難しいことだと思うので、これを学校の先生にやれと言っても、なかなか今以上の対応は、今でも十分ご対応いただいているとは思いますが、なかなか学校の先生だけに研修を受けてやりなさいと言っても、これ以上は無理ではないかと私は感じるんですね。今まででも十分やっていたいただいているとは思うので。かといって、家庭でも気がつかないことが多いと。

今、何か子供に接している大人というのが、学校の先生か家庭の人間かしかいないので、その周りにいる人たちがもう少しゲートキーパーのような考え方で接することができれば、本当に予兆の予兆のまた予兆ぐらいの、ちょっと心がささくれ立ったぐらいのところはどうしたのというふうに受けとめることができれば、深刻なところまではいかないというふうに感じているんですが、これは今まで家庭教育をちゃんとやってこなかった公民館とか社会教育のほうがちよっと悪かったなというのをすごく痛感するんですが、ぜひ多くの人とのかかわりの中から子供たちが問題を抱えても大丈夫と思える関係づくりというのは、やはりもう無理だと思わずに、これからやはりもう一回再構築しようという力を地域が持たないと、なかなか難しいのではないかと私は感じています。

そこで、先ほどゲートキーパーというふうに申し上げましたが、ちょうど今、福島県でゲートキーパー養成事業というのを委託事業でやっている部分があるので、これは民生委員の方たちが受けたり、ほかの市町村でしているようですが、誰が受けてもいいようなものなので、ぜひPTAですとか、地域の団体とか、例えばスクールバスの運転手さんなんか、毎日、子供と接するのでそういう方でもいいんですね。お店のおばちゃんとか、そういう方でもいいんですね。子供だけではないんですねけれども、子供と接する人たちの中で何重にも層をつくって子供を支えていくと

いう、最後の最後の受け皿だけでは、やはりもう取り返しがつかないところまで来て実際学校に行けなくなってしまうということになるので、その前の段階のところをこれは社会教育かもしれないし、もしかして教育委員会のものではないかもしれないんですが、そういったことを一度考えてほしいなと思います。それが1つ、あともう一つ、質問になってしまうんですが、発生後の対応策というところで、④で休み始めたら即チームで対応するということは、これはいつもそういうことを言われるんですが、喜多方市で具体的に考えているチームというのはどういった構成メンバーなのか、1つ教えていただきたいと思います。

学校教育課長

学校内外を問わずということですが、逆に言いますと、学級担任1人だけでかぶらないよう指導をしてございます。ですから、中学校なんかの場合ですと、管理職も入りますし、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それから県の指導の方々も入ったりみんなで行きましょうね。小学校の場合ですと、地域の方、お父様、お母様が入っていただいたり、これが一番小学校の場合、効くんですけれども、保護者の皆様方、あるいはスクールソーシャルワーカーの皆様入って、大きくそういったような意味でのチームで当たっていきましょう。誰もがそのことをしゃべれるようにしていきましょうと。そういったようなチームということで使ってございます。

以上でございます。

教育長

戻しますが、高橋委員が言った最初のところの部分についてはご意見ということで承りたいと思うんですが、学校教育だけではなくて、生涯学習、またまた公民館のほうでも、やっぱりそういった部分について重く受けとめていきたいなというふうに思います。予兆というかね、いわゆる社会全体の教育力のかかわり、あと自分の、いわゆる自我の発達等もかかわって強い人間として生きなきゃいけない部分のところがあるので、それぞれの分野でやっぱりそういうことについても考えながら進めていければいいなと思いますね。

今のチームについてはよろしいですか。

<はいの声あり>

ほかにご意見等、ございましたらお願いします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

なしということなので、この件については、以上で終わりにし

たいと思います。

続いて、8番の連絡事項に移ります。

文化課長

先ほど文化協会の関係で高橋委員からのご質問の中で、私のほうの発言は誤りでありましたので、訂正をさせていただきたい部分がございます。

まず、喜多方市の文化協会については、旧5つの市町村の支部がございまして、文化協会はこの5つの支部でもって構成されております。

それで、それぞれの団体、文化芸術の個々の団体につきましては、支部に属する、加入、脱退という手続が必要になってまいりまして、加入、脱退に当たりましては、それぞれの支部の規約によりまして役員会での承認、または、またはといいますか、5つの支部で規約が若干異なるものですから、役員会での承認、総会で諮って承認されると、そういった手続を経て加入、脱退が行われるということでありました。

大変申しわけありませんでした。

教育長

よろしいですか。

連絡事項に入ります。

(1)の平成30年度教育委員会会議の開催日程(案)について事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

最後のページ22ページをお開き願います。

まず、一覧表になって定例会の日程でございますけれども、12月の備考の欄という、会場の欄をごらんいただければと思います。こちら12月に塩川小学校の普通教室の増設改修工事、今現在やっております、普通教室2教室を今増築する予定で工事を進めておりますので、そちらのほうの工事、完成した後の部屋を見ていただくという中身を含めまして塩川小学校で開催させていただきたいと考えてございます。

なお、会議時間等の詳細につきましては、11月、その前の定例会までにはお知らせしたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

その表の下でございますけれども、今後の日程ということで8月28日の火曜日でございますが、10時20分から福島市の福島テルサにおきまして福島県市町村教育委員会連絡協議会の平成30年度教育委員・教育長研修会が開催されます。研修の内容につきましては、働き方改革などを予定されてございます。午前8時30分に出発したいと考えておりますので、5分前までに市役所ホール

棟にお集まりいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、こちらにつきましては、武藤委員は欠席ということでございますので、ほかの委員の皆様、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

教育長

ただいま事務局より連絡事項ありましたが、よろしいですか。

<はいの声あり>

事務局からはほかに特にはございませんか。

<はいの声あり>

教育長

各委員の方から何かございませんか。よろしいですか。

<はいの声あり>

教育長

では、連絡事項はこれで終わりたいと思います。

それでは、これで本日の平成30年8月の教育委員会定例会、終了といたします。

閉会時刻ですが、午前の11時24分ということでお願いいたします。

以上で全て終わります。お疲れさまでした。

閉会（午前11時24分）

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

二 番 委 員

三 番 委 員

四 番 委 員

教育総務課長補佐